

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(二四五)

〔省 令〕

○法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令(法務三四)

○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二二二)

○環境省定員規則(環境二八)

〔告 示〕

○不動産登記規則第三十六條第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件(法務三九五)

○日本国に帰化を許可する件(同三九六)

○ナンプラ州中学校改善計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務三一五)

○第五次地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三一六)

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件(国税庁三二)

○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件(国土交通一〇三七)

○砂防法第二条の土地を指定する件(同二〇三八)

○砂防法第二条の土地を指定する件(同二〇三九、一〇四〇)

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件(同二〇四一)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第六條の十三の規定に基づき、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物の一部を改正する件(環境一三四)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について(農林水産省)

労働

最低賃金の改正決定に関する公示(佐賀労働局最低賃金公示一)

〔資 料〕

閣議決定等事項

日本と世界の天候(平成二十四年八月)(速報)(気象庁)

〔公 告〕

諸事項

官庁

第三者所有物の没収、司法書士法人懲戒処分、司法書士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、再生関係

特殊法人等

平成二十三年度共済組合の決算(農林水産省・林野庁) 関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他の

本号で公布された法令のあらまし

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第二四五号)(厚生労働省)

1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。(第一条関係)

- (一) オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
- (二) ニ・三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤(ニ・三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノン五〇パーセント以下を含有するものを除く。)
- (三) 一・一・ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
- (四) トリプチルアミン及びこれを含有する製剤
- (五) ヘキサキス(β・β)ジメチルフェネチルジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ)及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。(第二条第一項関係)

- (一) 二・四・ジクロロ一・ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- (二) ニ・三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)五〇パーセント以下を含有する製剤
- (三) ニ・三・ジプロモプロパン一・オール及びこれを含有する製剤
- (四) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤
- (五) ニ・メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

3 この政令は、平成二十四年一〇月一日から施行することとした。

政 令

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十四年九月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百四十五号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤

第一条第十号の次に次の一号を加える。

十の四 二・三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。

第一条第十六号の三を第十六号の四とし、第十六号の二を第十六号の三とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 一・一・ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤

第一条第十九号の四を第十九号の五とし、第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤

第一条第二十四号の五の次に次の一号を加える。

二十四の六 ヘキサキス（β・β）ジメチルフェネチルジスタンノキサン（別名酸化フェンブタス）及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（89）を削り、（90）を（89）とし、（91）から（170）までを（90）から（169）までとし、同項中第四十一号の三を第四十一号の四とし、第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 二・四・ジクロロロー・ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第五十号の六を第五十号の七とし、第五十号の二から第五十号の五までを一号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 二・三・ジプロモプロパノールオール及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第五十五号の三を削り、第五十五号の四を第五十五号の三とし、第五十五号の五を第五十五号の四とし、第九十八号の八を第九十八号の十とし、第九十八号の五から第九十八号の七までを二号ずつ繰り下げ、第九十八号の四を第九十八号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

九十八の六 二・メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

第三条第一項中第九十八号の三を第九十八号の四とし、第九十八号の二の次に次の一号を加える。

九十八の三 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第

一条第五号の二、第十号の四、第十九号の四及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十二号、

第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の六に掲げる物（同項第三十二号

に掲げる物にあつては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第二

一条第一項第三十二号（89）に掲げる物（新令第一条第十号の四に掲げる物に該当するものを除く。）に該

当するものに限り、その製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業について

は、平成二十四年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七

条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十二月

三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）次項にお

いて同じ。及び第二項の規定は、適用しない。

4 新令第一条第十六号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及

び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成

二十四年十二月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しな

い。

5 この政令の施行前にした旧令第一条第一項第五十五号の三に掲げる物に係る行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 小宮山洋子

内閣総理大臣 野田 佳彦

省 令

○法務省令第三十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平

成十六年法律第二百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）並びに商業登記

法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定

に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する

省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日 法務大臣 滝 実

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を

次のように改正する。

別表福島地方法務局の部郡山支局の款同支局の項中 「郡山市」を 「須賀川市

田村市」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡

石川郡の内

「浅川町

古殿町」に改め、同款須賀川出張所の項を削る。

別表さいたま地方法務局の部久喜支局の款同支局の項中 「南埼玉郡の内

白岡町」を 「白岡市」に改める。

